

岩倉市消防施設設置基準

第1 目 的

この基準は、消防活動の円滑な遂行及び市民を火災から守るため、市内において開発行為又は建築行為を行う者が設置する消防施設等の設置について必要な事項を定めるものとする。

第2 消防水利

1 種別

消防水利の種別は、消火栓及び防火水槽とする。

2 配置

消防水利は、岩倉市宅地開発指導要綱第15条第1項ⁱの規定に基づき配置するものとする。配置数は、消火栓に偏しないようにするものとする。

3 消火栓の位置・構造等

(1) 原則として公道に地下式で設置する呼称65ミリメートルの口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の配水管（以下「本管」という。）に取り付けること。ただし、本管から分岐している75ミリメートル以上の配水管には、180メートル以内であれば、本管との1つの分岐点に対し、1つの消火栓を取り付けることができる。なお、本管3箇所分岐して75ミリメートル以上の配水管でネットワーク化されている場合は、消火栓が取り付けられていない迂回路がある場合に限り、さらに1箇所消火栓を取り付けることができる（図1参照）。

(2) 5メートル以内に標識（図2参照）を設置すること。

(3) 蓋の周囲には、幅150ミリメートル以上の黄色の路面表示をすること。

(4) 蓋は、市が指定するものとする。

(5) 工事施工については、事前に消防本部及び岩倉市水道事業と協議（様式1-1）して必要な書類等を提出し、岩倉市水道事業の許可を受けた後で着手すること。

(6) 工事完了後は、消防本部及び岩倉市水道事業の確認（様式3）を受けること。

4 防火水槽の位置・構造等

- (1) 原則、地下式有蓋で、常時貯水量が40立方メートル以上とし、給水装置を設けること。
- (2) 一般財団法人日本消防設備安全センターの認定を受けた二次製品等防火水槽等とすること。
- (3) 吸管投入口の中心から道路側端までの距離は、5メートル以下とすること。
- (4) 吸管投入口は、直径が60センチメートル以上の円形とし、吸管投入に支障がないものとする。
- (5) 吸管投入口の蓋は、車両等の荷重に十分耐えるものとする。
- (6) 必要に応じて採水口を設けて常時取水可能な状況にすること。
- (7) 5メートル以内に標識（図2参照）を設置すること。
- (8) 工事施工については、事前に消防本部と協議（様式1-1）して必要な書類等を提出し、許可を得た上で着手すること。
- (9) 工事完了後、消防本部及び必要に応じて岩倉市水道事業の確認（様式3）を受けること。

5 消防水利の所有区分

- (1) 消火栓は、原則として岩倉市に帰属させるものとする。
- (2) 防火水槽は、市への帰属もしくは管理委託等について協議（様式2-1及び様式2-2）するものとする。

第3 消防活動用空地

1 定義

- (1) 消防活動用空地とは、災害発生時に梯子車が建築物に容易に接近し、活動するときに、梯子車の性能を十分に発揮するために、専用に設けた区画をいう。
- (2) 進入路とは道路から消防活動用空地までのはしご車が進入できる通路をいう。

2 配置

消防活動用空地は、岩倉市宅地開発指導要綱第15条第2項ⁱⁱの規定に基づき配置するものとする。

3 消防活動用空地の位置・構造等

- (1) 設置位置は、バルコニー又は非常用進入口に面する側とすること。
- (2) 建築物との水平距離は、1メートル以上、5メートル未満とするこ

と（図 3 参照）。

- (3) 広さは、幅 6 メートル以上、長さ 12 メートル以上とし、原則として長辺を建築物と平行になるように設置すること。
- (4) 道路に接して設置する場合は、はしご車の進入に必要な隅切り（表 1 参照）を設けること。
- (5) 縦横断勾配は、5 パーセント以下とすること。
- (6) 構造は、総重量 22 トンの消防車等が走行するに十分な地盤支持力（ジャッキ荷重 $10\text{kg}/\text{cm}^2$ ）を有し、かつ、路面はセメントコンクリート舗装又はアスファルトコンクリート舗装とすること。
- (7) 地下には、ガス管、水道管等の工作物を設けないこと。ただし、補強策を講じた場合は、この限りでない。
- (8) 消防活動用空地には、区画を表示（図 4 参照）し、標識（図 5 参照）を設置すること。
- (9) 空地及びその周辺の上空には、はしご車の伸梯及び旋回操作に支障となるものが設置されていないこと。
- (10) 工事完了後は、消防本部の確認（様式 3）を受けること。

4 進入路の構造等

- (1) 道路に接して消防活動用空地を設置できないときは、進入路を設けること。進入路の構造は、消防活動用空地に順ずることとし、総重量 22 トンの消防車等が走行するに十分な地盤支持力（輪加重 5 トン）を有すること。
- (2) 最小幅員は 4.5 メートル以上とすること。
- (3) 進入路の縦横断勾配は、10 パーセント以下とすること。
- (4) 道路に接する部分から 12 メートル以上は直線とし、取付け角度は 70 度から 110 度の範囲とすること。道路と接する部分に消防活動用空地の場合と同様に隅切りを設けること。
- (5) 進入路に交差部又は屈曲部を設けるときはその部分にも前号を適用すること。
- (6) 進入路には原則として、くぐりを設けないこと。ただし、やむを得ず設ける場合は、幅 4.5 メートル及び高さ 4 メートル以上のものとする。
- (7) 進入路の周辺には、消防車等の進入に支障となるものを設けないこ

と。

(8) 工事完了後、消防本部の確認(様式3)を受けること。

5 消防活動用空地の代替措置

建築物の構造、敷地、周囲の状況等により消防活動用空地の確保が困難なときは、次のいずれかの代替措置を講じた場合に限り、消防活動用空地を設置しないことができる。ただし、当該建築物の敷地面積が3,000㎡未満の場合に限る。

- ①全ての階に、避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。)又は地上に通ずる二以上の異なった避難経路(以下「二方向避難」という。)を確保した場合
- ②スプリンクラー設備を設置した場合。(スプリンクラー設備が設置されていない階については、二方向避難を確保すること。)
- ③非常用エレベーターを設置した場合。

6 消防活動用空地の設置後の管理

建築物の所有者等は、消防活動用空地及び進入路を常に良好に維持・管理すること。

第4 その他の消防用設備

- 1 中高層の建築物及び共同住宅等にエレベーターを設置する場合は、救急業務用担架が水平に積載できるように努めること。この場合、事前に消防本部と協議すること。
- 2 共同住宅等において出入口に電気錠設備(オートロック)を設置する場合は、緊急用解錠装置を設けること。

附 則

- 1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 岩倉市消防施設設置基準(平成27年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年9月26日から施行する。

ⁱ 岩倉市宅地開発指導要綱第 15 条第 1 項

事業者は事業区域内の建築物の各部分から半径 120m 以内に既設の消防水利がない場合で、別に定める基準に該当するときは、消火栓又は防火水槽を設置するものとする。

【別に定める基準】

岩倉市宅地開発等に関する指導要綱施行細則第 7 条

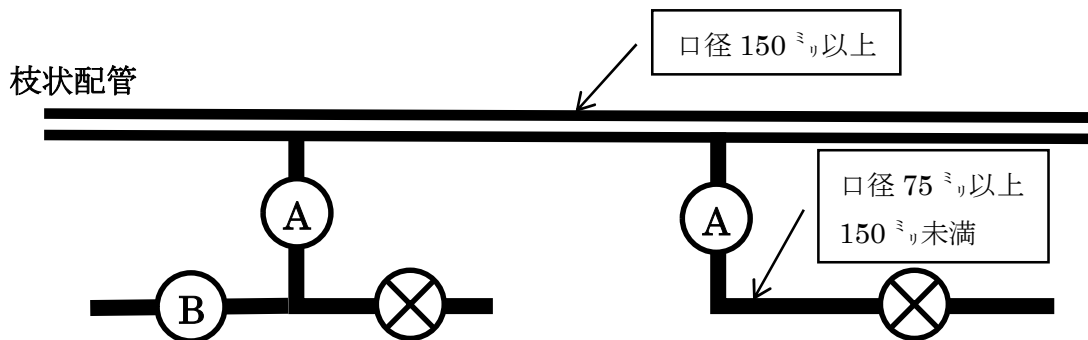
要綱第 15 条第 1 項に規定する消防水利は、次の各号のいずれかに該当する場合に設置するものとする。

- (1) 建築物の延べ面積が 5,000 平方メートル以上のもの。
- (2) 事業区域の敷地面積が 5,000 平方メートル以上のもの。
- (3) その他消防長が必要と認めるもの。

ⁱⁱ 岩倉市宅地開発指導要綱第 15 条第 2 項

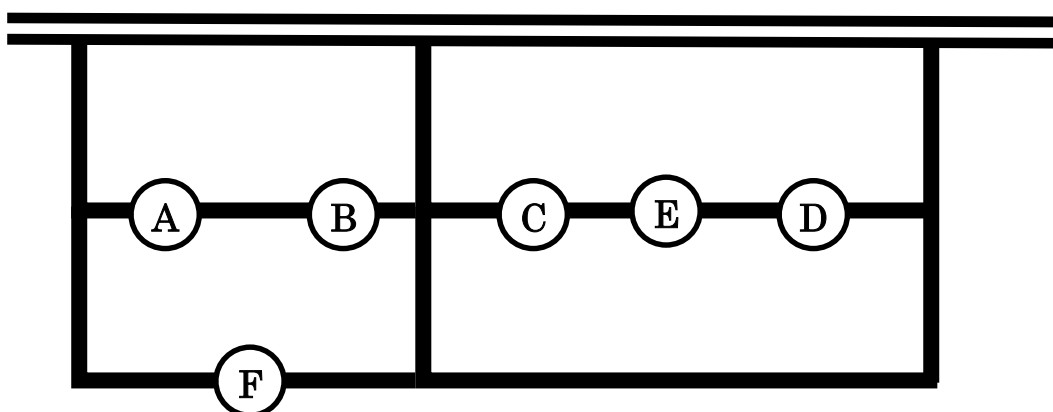
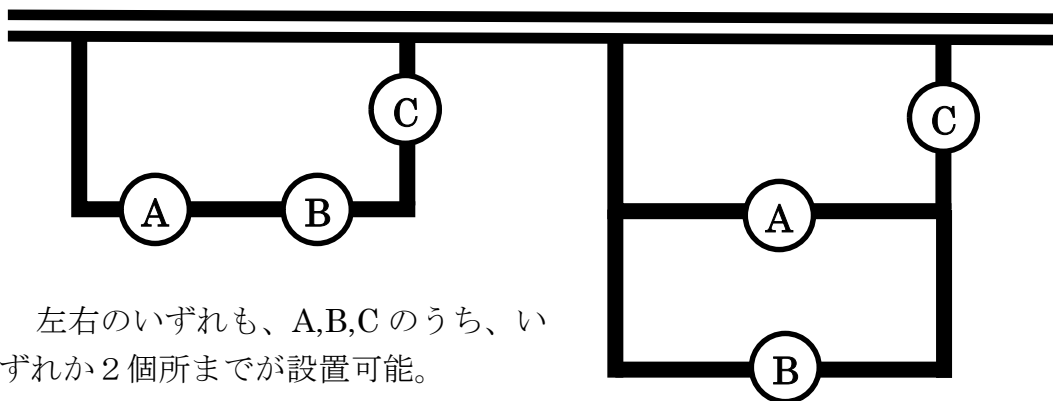
事業者は、4 階以上かつ延べ面積が 1,000 m² 以上又は 5 階以上の建築物については、梯子付消防自動車の進入路及び消防活動用空地を確保するものとする。

図 1



本管より先の分岐の有無にかかわらず、1箇所のみ設置することができる。左の例にあっては、A又はBのどちらかしか設置できない。

管網



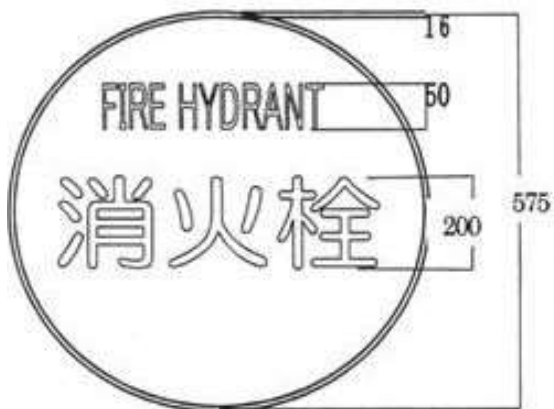
A,B,C,Dがあるときは、E,Fは設置不可。Bがない時はFの設置は可能。

図 2

(単位：mm)

消火栓標識（左）

防火水槽標識（右）



支柱は何れも高さ 1800 mm 以上とし、国土交通省の道路標識設置基準に準じて設置すること。

消火栓の路面表示参考例

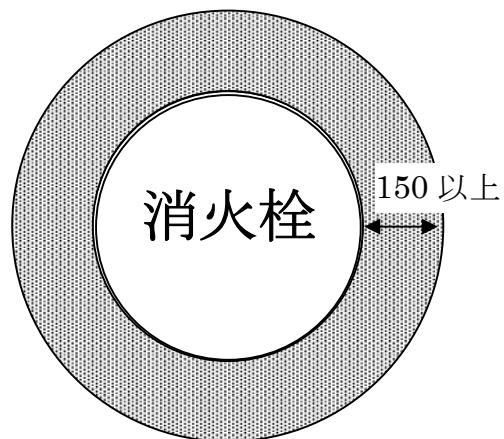
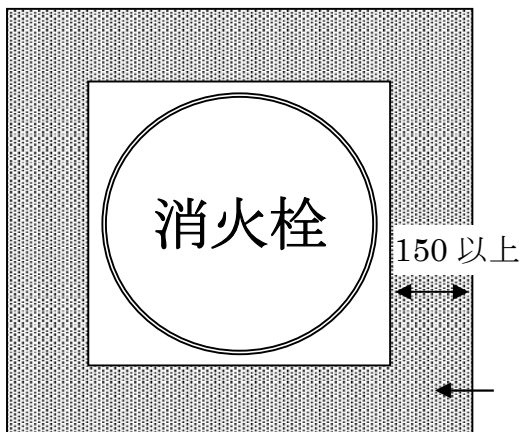


図 3

消防活動用空地の設置位置

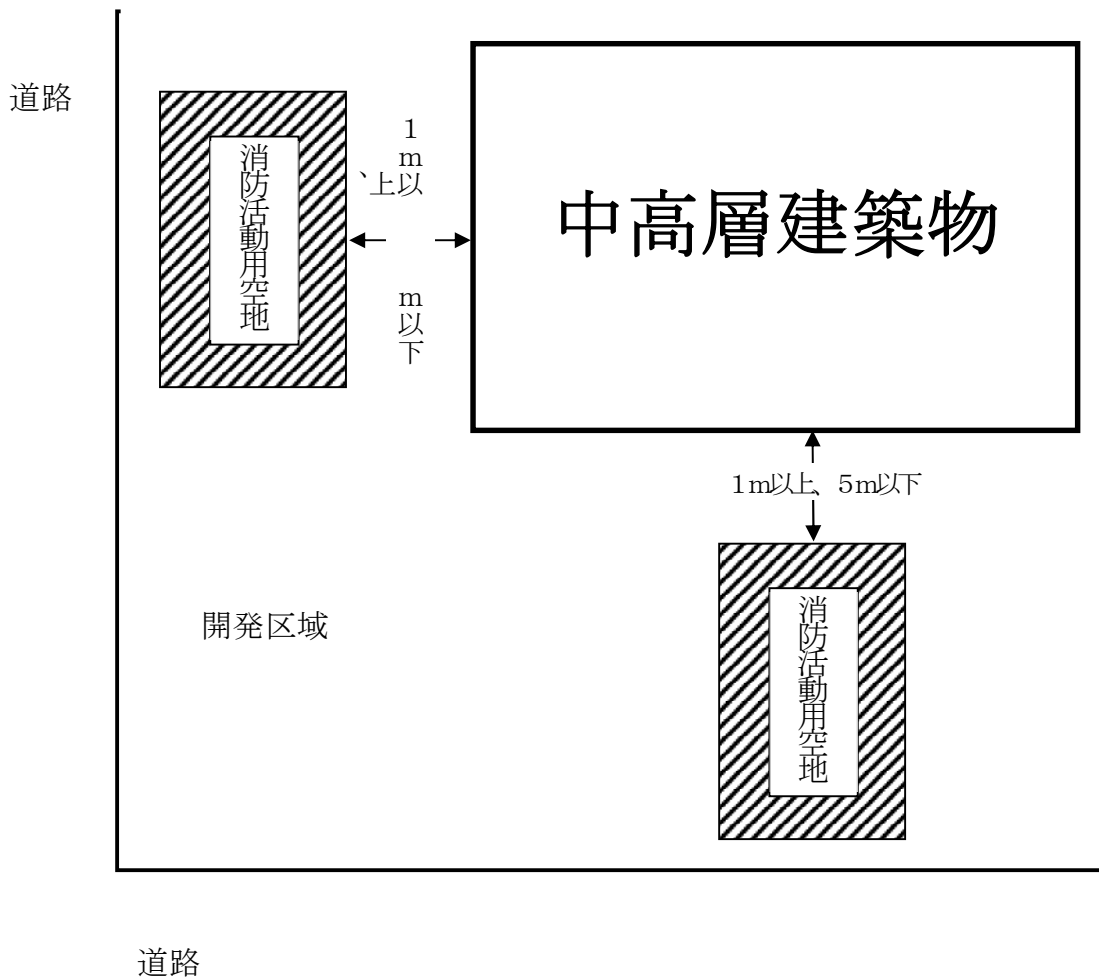


図 4

消防活動空地の表示

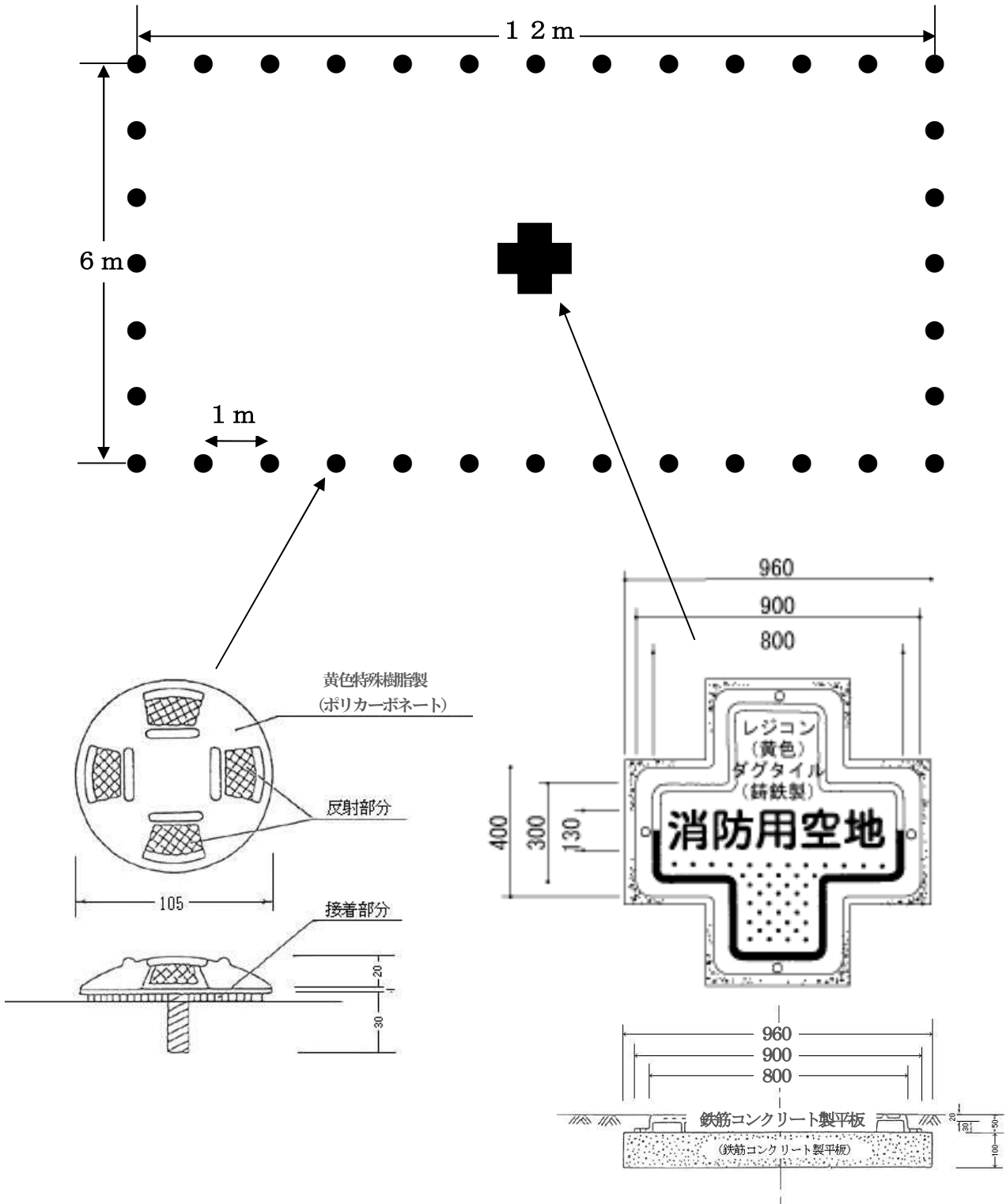
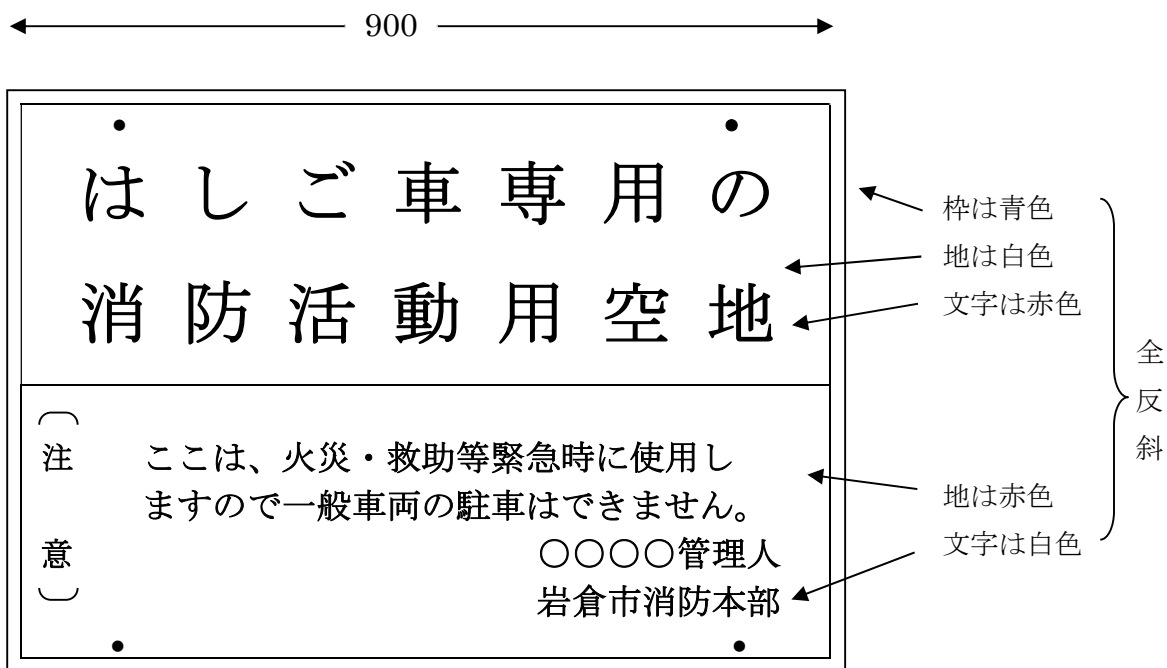


図5

消防活動空地の標識

(単位：mm)



ボルト止め（4箇所）

※ 厚み 2.3mm 以上のアルミニウム合金製

表 1

隅切数值表

(单位：m)

A路幅員 \ B路幅員		4.5	5	6	7	8
4	a	7.5	4.5	1.9	0.7	0
	b	3.5	2.8	1.8	0.8	0
5	a	6.5	3.5	0.9	0	
	b	2.4	1.7	0.7	0	
6	a	5.5	2.5	0		
	b	1.6	1.0	0		
7	a	4.5	1.5	0		
	b	1.0	0.5	0		
8	a	3.5	0			
	b	0.7	0			

